

平成23年9月7日

東日本大震災に係る県内中小企業に対する 経営支援の強化について

1 県内経済への影響

(1) 商工会議所等への相談状況

震災発生直後から、小売事業者からは東北地方の店舗閉鎖や売上代金の回収難、建築・設備事業者からは資材の入手困難や単価高騰による受注難、観光・旅行関連事業者からは予約のキャンセルに伴う資金繰りに関する相談があったが、7月以降は相談件数も落ち着いている。

相談件数 207件（9月2日現在）

(2) 県制度融資の申込み状況

販売先小売店舗の被災に伴う売上の減少により運転資金を調達する案件、建築資材の納入遅れに伴う工期延長により売上が減少し、運転資金を調達する案件、自粛等により観光客数が減少し、運転資金を調達する案件等がある。

申込件数 182件（9月2日現在）

実行件数 147件（9月2日現在）

(3) ふくい街角景気速報

8月の景気の現状判断DIは、前月に比べ0.8ポイント低下して46.9となっており、一部の企業では、受注量が増加しているとの声が聞かれたものの、多くの企業からは、原発の長期化や円高などにより、受注量や受注価格の低下を心配する声が聞かれた。

また、景気の先行き判断DIは、前月に比べ4.2ポイント低下して38.8となっており、円高や原材料価格の上昇、世界経済の減速などを懸念する声が多く聞かれた。

2 これまでの県内中小企業支援のための対応状況

- 3月11日 雇用保険失業給付の特例措置の実施（下記3（2）③）
- 3月14日 国による「災害関係保証」の発動（下記3（1）②）
- ” 商工会議所、商工会連合会における特別相談窓口の設置
- 3月18日 雇用調整助成金の支給要件の緩和等（下記3（2）②）
- 3月20日 金融庁から金融機関に対し「災害に対する金融上の措置」を要請
（下記3（1）⑤）
- 3月22日 各ハローワークに「震災特別相談窓口」を設置
- 3月23日 県制度融資セーフティネット資金の要件緩和（下記3（1）①）
- ” 県および産業支援センターにおける特別相談窓口の設置
- ” 国によるセーフティネット保証5号の対象を全業種（82業種）に
拡大（下記3（1）②）
- 3月24日 「資金繰り円滑化のための緊急対策会議」の開催
県内の金融機関に対し、震災により影響を受けた中小企業に円滑な
資金供給を要請
- 3月25日 「支援機関連絡会議」の開催
県内中小企業の震災の影響を把握し、情報の共有化を図るとともに、
支援策を検討
- 3月28日 各ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置
福井労働局長から各経済団体に対し「地震の被害を受けた新卒者等

- への配慮」に関する要請を実施
- 3月29日 「雇用対策推進会議」の開催
震災特別相談窓口における相談状況を踏まえ、県と労働局が連携して雇用の安定を強化することを決定
- 4月 1日 「第2回支援機関・金融機関合同連絡会議」の開催
- 4月 4日 7市商工会議所との緊急対策会議
- 4月 5日 商工会会長会議
- 4月 7日 経済団体連合会との意見交換会
① 県内中小企業への影響に関する情報の共有
② 本県として実施している資金繰り支援などの対策の周知
③ 県内企業に対する雇用維持等の要請を行うなど、
県内中小企業に対する経営支援の強化に向けた産業支援機関等との連携を図る。
- 4月 8日 第3回支援機関連絡会議
- 〃 国による中小企業倒産防止共済利用条件の追加（下記3（1）⑥）
- 4月12日 資材調達に関する情報提供を開始
資材や部品等の調達に関する最新情報を収集しホームページに掲載
- 4月18日 県制度融資返済猶予特例制度の創設（下記3（1）⑦）
- 〃 経営安定資金（短期資金）の創設（下記3（1）⑧）
- 5月9日～ 商工会議所と連携して県内中小企業に対する巡回ヒアリング調査を実施
- 5月23日 県制度融資「東日本大震災復興緊急保証支援分」の創設（下記3（1）⑨）

3 現在活用できる中小企業に対する支援策

(1) 資金繰り支援策

① 県制度融資セーフティネット資金に融資対象者を追加

ア 直接の被災中小企業者

イ 震災の影響により、今後3か月間の売上高が前年同期比で3%以上減少が見込まれる、または売掛金の回収条件が悪化するなど取引条件が悪化している中小企業者

※ アの場合、「災害関係保証」（別枠100%保証、保証料率0.8%）の対象

※ アまたはイの中小企業者であっても、セーフティネット保証5号の要件に該当する場合は、「セーフティネット保証支援分」が利用可能（全82業種）

セーフティネット資金（県制度融資）の概要

経営安定資金（23年度予算額 320億円）

一時的な業況、資金繰りの悪化など経営の安定に支障を来している中小企業者に対し、必要な融資を行う制度

- ・融資限度額 8,000万円
- ・融資期間 運転・設備資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）
- ・融資利率 1.20%～1.60%
- ・保証料率 0.35%～1.70%

資金繰り円滑化支援資金（23年度予算額 240億円）

一時的に資金繰りに支障が生じている中小企業者に対し、既往借入金の借り換えを行うことで、資金繰りの緩和を図る制度

- ・融資限度額 8,000万円（既往借入金の借換えと追加資金が対象）
- ・融資期間 10年以内（据置期間1年以内を含む）
- ・融資利率 1.70%～2.00%
- ・保証料率 0.35%～1.70%

② 保証対象の拡大

- ・災害関係保証の取扱いの開始

直接被災した中小企業者に対し、「災害関係保証」（別枠100%保証）を適用

- ・セーフティネット保証（5号）を拡大

対象を全業種（82業種）に拡大するとともに、一般保証（80%保証）とは別枠で無担保8,000万円、最大で2億8,000万円を100%保証

③ 本県独自のマル経資金への利子補給の継続

全国でも例のない本県独自の制度として、23年度も引き続き利子補給（0.5%）を実施

マル経資金の概要

商工会議所・商工会の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者に対し、日本政策金融公庫（国民生活事業）が無担保・無保証人で融資を行う制度

平成21年7月9日から0.5%相当分（当初2年間に限る）の利子補給を実施

- ・融資限度額 1,500万円
- ・融資期間 設備資金 10年以内（据置期間2年以内を含む）
運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）
- ・融資利率 設備資金 1.85%
運転資金 1.85%

④ 政府系金融機関等による貸付（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）

国においても、災害復旧貸付について0.9%の金利引下げを実施

⑤ 条件変更等への弾力的な対応

金融庁から金融機関に対して、次の点について弾力的・迅速な対応をするよう指導・要請

- ア 返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みに、できる限り応じること
- イ 震災が理由で、手形が支払い不能となった場合、不渡り処分を猶予（全手形交換所）すること

⑥ 国による中小企業倒産防止共済利用条件の追加

「中小企業倒産防止共済」に加入している中小企業が、同共済から資金を借りる条件として、「東日本大震災に伴い取引先が倒産して売掛金の回収が困難になった場合」を追加（積み立てておいた掛け金の最大10倍（最大3,200万円）まで無担保・無利子・無保証で利用可能）

⑦ 県制度融資返済猶予特例制度の創設

急激な売上減少等により、既往借入金の返済に窮している県内中小企業者に対し、返済を1年間猶予するとともに、猶予期間終了後も返済額が増加しないよう融資期間を1年間延長

⑧ 経営安定資金（短期資金）の創設

売掛債権の回収遅延や売上減少などにより、一時的な資金不足を生じている中小企業者に対し、短期の運転資金を融資

⑨ 県制度融資「東日本大震災復興緊急保証支援分」の創設

被災区域の企業との取引関係や風評被害による契約解除等により売上が減少している中小企業者に対し、別枠で8千万円を融資

(2) 雇用維持等の支援策

① 本県独自の雇用維持緊急助成金の継続

休業を行い雇用維持に努めた事業者に対し、国の雇用調整助成金等に本県独自の上乘せ助成（国助成金の1／10を上乘せ）を23年度も引き続き実施

② 雇用調整助成金の支給要件の緩和等

被災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合の利用など、雇用の維持に取り組む事業主を迅速に支援するための支給要件の緩和

③ 雇用保険失業給付の特例措置の実施

被災による休業について、実際に離職していなくても失業給付が受給できるなどの措置

(3) 新事業展開や販路開拓への支援策

① 「ふくいの逸品創造ファンド」の活用

農商工連携や地域資源を活かした新商品開発、販路開拓等を行う中小企業の新事業展開を支援

② 建設業の新分野進出に対する支援

「建設業新分野進出支援補助金」により、新たな事業分野に進出しようとする建設業者に対して、初期投資にかかる経費等を助成

③ 製造事業者等の次世代技術製品開発への支援

「次世代技術製品開発支援補助金」により、環境エネルギー分野など今後の

成長分野への事業展開を目指す中小企業者に対し、技術開発から試作品開発、商品開発、販路開拓までを一貫して支援

(4) 経営相談体制の強化策

① 商工会議所等による巡回相談の強化

特別相談窓口を設置し相談体制を強化するとともに、商工会議所、商工会の経営指導員等による積極的な巡回相談を実施

② 産業支援センターにおける相談体制の強化

特別相談窓口の設置と合わせて、プロジェクトマネージャー、専門家派遣等による経営指導体制を強化

問い合わせ先：
福井県産業労働部政策推進グループ
住所：福井市大手3丁目17番1号
電話番号：0776-20-0364
FAX番号：0776-20-0645
e-mail：sanroubu@pref.fukui.lg.jp